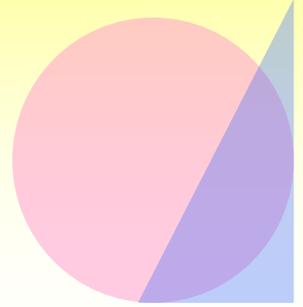




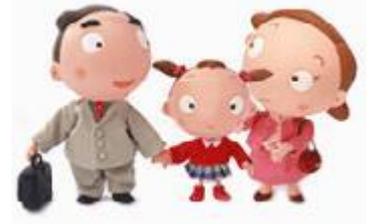
仕事と子育ての両立のための 第7回「一般事業主行動計画」



次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるためには、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって対策を進めていかなければなりません。そこで平成15年、次世代育成支援対策法が制定されました。

次世代法に基づき、現在101人以上の従業員を雇用する企業は、仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出、公表、従業員への周知が義務付けられています。

リデルライトホームでは、2009年より従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策を定めています。第7回の取組内容は下記のとおりです。



＜計画期間＞ 2021年 4月 1日～2023年 3月31日まで

＜取組内容＞

目標1：子育て中の職員の子どもさん（未就学児）が、感染症（インフルエンザ・コロナウイルス等）を理由に長期休暇で休む際、取得できる特別休暇（有給）制度を導入する。

～対策～

2021年 6月 制度導入準備

2021年 7月 制度導入

2021年 ポータルサイトにおいて職員へ周知～対策～

目標2：子の看護休暇の取得率の向上を図る。

女性の看護休暇取得率を50%以上

男性の看護休暇取得率を35%以上にする。

～対策～

2021年4月～2023年3月

定期的に職員会議やポータルサイトにおいて周知、取得推進

2021年 4月 1日

社会福祉法人 リデルライトホーム

理事長 小笠原 嘉祐